

一般事業主行動計画

□育児支援・働きやすい環境を目指して□

岩崎会計事務所では、従業員が仕事と子育ての両立がしやすくなるよう、事務所従業員全員を含めた働き方の見直しを行い、すべての従業員がその能力を十分に発揮できる事務所づくりを行うために、3つの行動計画を策定いたしました。

事務所全体でより良い職場とするために取り組みです。ご協力のほど宜しくお願いいたします。

1. 計画期間

平成22年1月1日～平成24年12月31日までの3年間

2. 内容

目標1：育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限の内容、雇用保険法や健康保険法および厚生年金保険法による給付内容と免除制度、労働基準法による産前産後休暇などの諸制度を説明し「仕事と子育ての両立」についての啓発を行う

→対策

平成22年1月～ 関係法令・事務所内の既存制度の内容を調べる

平成22年6月～ 事務所内で勉強会を開催し認識を深める

目標2：子の看護休暇の見直しを検討する

→対策

平成22年1月～ 看護休暇に必要な実態を調査する

平成22年6月～ 調査内容により、日数の増加や取得方法の見直しを行う

目標3：ノー残業デーの導入

→対策

平成22年1月～ 残業の実態を調査する

平成22年4月～ 繁忙期の12月～3月を除く期間で週一の一斉ノー残業デーを決定し、各人の仕事の標準化も図る

平成21年12月1日策定

岩崎会計事務所

